



長野県報

3月31日(金)
平成29年
(2017年)
号外

目次

条例

長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	2
------------------------	---

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしたほか、所要の改正を行いました。

(1) 不動産取得税

次の減額措置の適用期限を平成31年3月31日（改正前：平成29年3月31日）まで延長することとしました。

ア 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得した事業用施設に係る税額の減額措置

イ サービス付き高齢者向け賃貸住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置

ウ 宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、2年内に一定の改修工事を行い個人が居住した場合における当該業者に対する税額の減額措置

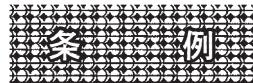
(2) 自動車取得税

環境への負荷の小さい自動車を対象とした税率軽減の特例措置について、対象を見直すとともに、適用期限を平成30年3月31日（改正前：平成29年3月31日）まで延長することとしました。

(3) 過疎地域における特例措置の適用期限の延長等

過疎地域において生産設備の新設等をした者に対する事業税、不動産取得税等に係る課税免除の特例措置について、対象を見直すとともに、適用期限を平成31年3月31日（改正前：平成29年3月31日）まで延長することとしました。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。



条 例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第33号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第87条中「又は法第349条の3」を「、第349条の3又は第349条の3の4」に、「によって」を「により」に、「法第349条の5」を「第349条の5」に、「こえる」を「超える」に改める。

第144条第1項の表の過疎地域の項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附則第13条第2項中「、第22項」を「の規定による申告書（前項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第22項）に改め、「更正請求書」の次に「を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。」を加え、「法附則第8条の2の2第2項に規定する総務省令で定める」を「施行規則附則第2条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する総務省令で定める」を「同条第2項に規定する」に改め、「控除する金額」の次に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削り、同条第5項中「、第22項」を「の規定による申告書（第3項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第22項）に改め、「更正請求書」の次に「を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。」を加え、「法附則第8条の2の2第5項に規定する総務省令で定める」を「施行規則附則第2条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する総務省令で定める」を「同条第2項に規定する」に改め、「控除する金額」の次に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第13条の2の3第2項中「若しくは第72条の28」を「又は第72条の28」に、「申告書、」を「申告書（前項の規定により控除を受ける金額を増加させる）に改め、「更正請求書」の次に「を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」を加え、「法附則第9条の2の2第2項に規定する総務省令で定める」を「施行規則附則第3条第1項に規定する」に、「同項に規定する総務省令で定める」を「同条第2項に規定する」に改め、「控除する金額」の次に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第16条第1項、第3項及び第4項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第17条の2中「附則第12条の2の2第1項」を「附則第12条の2第1項」に改める。

附則第17条の2の2第5項中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第27項に規定するものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「前3項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項」を「第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第25項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の

値の2分の1を超えないこと。

- (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第17条の2の2第5項を同条第8項とし、同条第4項中「前2項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項」を「第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の60」を「100分の75」に改め、同項第1号のアを削り、同号のイ中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同イの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第17条の2の2第4項第1号のイの(イ)を削り、同イの(ウ)を同イの(イ)とし、同イを同号のアとし、同号のウ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同ウの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第17条の2の2第4項第1号のウの(イ)を削り、同ウの(ウ)を同ウの(イ)とし、同ウを同号のイとし、同項第2号のア中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同アの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年轻油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年轻油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年轻油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第17条の2の2第4項第2号のアの(イ)を削り、同アの(ウ)を同アの(イ)とし、同号のイ中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同号のウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同ウの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年轻油重量車基準に適合すること。

b 平成21年轻油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年轻油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第17条の2の2第4項第2号のエ及びオを削り、同項を同条第7項とし、同条第3項中「前項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項」を「前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の40」を「100分の50」に改め、同項第1号のア及びイを削り、同号のウ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同ウの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第17条の2の2第3項第1号のウの(イ)を削り、同ウの(ウ)を同ウの(イ)とし、同ウを同号のアとし、同号のエ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同エの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第17条の2の2第3項第1号のエの(イ)を削り、同エの(ウ)を同エの(イ)とし、同エを同号のイとし、同項第2号のア中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同アの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年轻油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年轻油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年轻油軽中量車基準に定める窒素酸

化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第17条の2の2第3項第2号のアの(イ)を削り、同アの(ウ)を同アの(イ)とし、同号のイ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号のウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同ウの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第17条の2の2第3項第2号のエ及びオを削り、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第2項中「(法附則第12条の2の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「法附則第12条の2の5第6項から第11項」を「前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「前項」を「第1項」に、「100分の20」を「100分の25」に改め、同項第1号中「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)」を削り、同号のア及びイを削り、同号のウ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第2項」に改め、同ウの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第17条の2の2第2項第1号のウの(イ)を削り、同ウの(ウ)を同ウの(イ)とし、同ウを同号のアとし、同号のエ中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同エの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第17条の2の2第2項第1号のエの(イ)を削り、同エの(カ)を同エの(イ)とし、同エを同号のイとし、同項第2号中「附則第12条の2の2第2項第3号」を「附則第12条の2第2項第3号」に改め、同号のア中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同アの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第17項に規定するもの（第5項及び第7項において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第18項に規定するもの（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第17条の2の2第2項第2号のアの(イ)を削り、同アの(カ)を同アの(イ)とし、同号のイ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号のウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同ウの(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第21項に規定するもの（第5項及び第7項において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第22項に規定するもの（以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第17条の2の2第2項第2号のエ及びオを削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第6項及び第8項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(1) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第1項の次に次の1項を加える。

2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第17条の6第3項において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するものに限る。））で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号のイに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）附則第13条第2項及び第5項の規定は、法人がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項及び次項において「新法」という。）第53条第22項若しくは第23項の規定による申告書若しくは新法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係る法人の県民税又は施行日以後にされる新法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正（施行日前に提出された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項において「旧法」という。）第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る事業年度分の法人の県民税若しくは施行日以後にされる新法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の県民税について適用し、法人が施行日前に提出した旧法第53条第22項若しくは第23項の規定による申告書若しくは旧法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係る法人の県民税又は施行日前にされた旧法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正に係る事業年度分の法人の県民税若しくは施行日前にされた同条第1項若しくは第3項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

3 新条例附則第13条の2の3第2項の規定は、法人が施行日以後に提出する新法第72条の33第2項若しくは第3項の規定による修正申告書若しくは新法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日以後にされる新法第72条の39、第72条の41若しくは第72条の41の2の規定による更正（施行日前に提出された旧法第20条の9の3の規定による更正請求書に係るものを除く。）に係る事業年度分の法人の事業税について適用し、法人が施行日前に提出した旧法第72条の33第2項若しくは第3項の規定による修正申告書若しくは旧法第20条の9の3の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日前にされた旧法第72条の39、第72条の41若しくは第72条の41の2の規定による更正に係る事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

4 新条例附則第17条の2の2の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

5 新条例第87条の規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

税務課